

マイナンバーカードの申請方法などについては、3面「マイナンバーカードを利用してe-Taxで確定申告をする方へ」を、ご覧ください。

市民税・都民税と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受付窓口

場所	日程	受付時間	市民税・都民税の申告		所得税の確定申告	
			相談	提出のみ	相談	提出のみ
出張窓口	下保谷福祉会館	1月29日(金)	○	○	-	○
	柳沢公民館	2月1日(月)	○	○	-	○
	ひばりが丘公民館	2日(火)	○	○	-	○
	新町福祉会館	3日(水)	○	○	-	○
	住吉会館ルピナス	4日(木)	○	○	-	○
	芝久保公民館	5日(金)	○	○	-	○
田無庁舎2階展示コーナー	2月16日(火)～3月15日(月)	午前9時～午後4時 ※2月19・26日(金)は、 夜間窓口(午後6時～8時)も開設	○	○	○	○
保谷臨時窓口	保谷東分庁舎	2月8日(月)～3月8日(月)	○	○	-	○
	防災・保谷保健福祉総合センター6階	3月9日(火)～3月15日(月)	○	○	○	○
防災・保谷保健福祉総合センター6階 ※税理士による無料申告相談会	2月9日(火)～2月12日(金)	午前9時30分～午後3時30分 ※正午～午後1時も開設	-	-	○	-

【事前にご確認ください】

〈全般〉

- (土)・(日)・(祝)を除く。
- 「提出のみ」は、税額の計算まで内容が全て記入済みの申告書をお預かりするものです。
- 各窓口の受付時間は、混雑の状況により早く締め切ることがあります。
- 受付初日と受付締切間際は、窓口が大変混み合います。混雑する時期を避けるなど、ご協力をお願いします。
- 車での来場はご遠慮ください。
- 「税理士による無料申告相談会」以外の全ての窓口は市民税課職員が対応いたします。税務署の職員はおりません。

〈所得税の確定申告〉

- 税理士による無料申告相談会については、下記の「東村山税務署からのお知らせ」をご確認ください。
- 確定申告の「提出のみ」の場合は、直接税務署への提出(郵送可)にご協力をお願いします。

東村山税務署からのお知らせ

確定申告は
税務署へ

東村山税務署の申告書作成会場開設は
2月16日(火)～3月15日(月)

申告と納税の期限(令和2年分)

所得税および復興特別所得税・贈与税 3月15日(月)
消費税および地方消費税 3月31日(水)

日曜窓口

税務署は平日のみ開庁ですが、2月21日(日)・28日(日)に限り、所得税および復興特別所得税・個人消費税・贈与税の確定申告相談と申告書の受付を行います。
※国税の領収・納税証明書発行・電話相談は行いません。

東京税理士会東村山支部による無料申告相談
～申告書を作成できます～

小規模納税者の所得税および復興特別所得税・個人消費税、年金受給者・給与所得者の所得税および復興特別所得税の申告書(土地・建物・株式などの譲渡所得がある場合を除く)を作成して提出できます。

※所得金額が高額な場合や相談内容が複雑な場合は税務署をご利用ください。
※申告書など提出のみの場合は直接税務署に提出してください(郵送可)。

※申告に必要な書類・筆記用具・計算器具および前年申告された場合は申告書などの控えをご持参ください。また、申告書にはマイナンバーに係る本人確認書類(マイナンバーカードまたは通知カードなどの番号確認書類および運転免許証などの身元確認書類)の提示または写しの添付が必要ですのでお忘れのないようご持参ください。

※お車での来場はご遠慮ください。

□入場整理券の配布

混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します。配付状況によっては、受付を早めに締め切る場合がありますのでご了承ください。なお、入場整理券の配付は、受付開始時間(午前9時30分)からとなります。ご来場の際は、マスク着用のうえできる限り少人数でお越しください。また、入口などでアルコール消毒液による手指の消毒および検温にご協力いただくようお願いいたします。

たします。

会場	日程	時間
防災・保谷保健福祉総合センター6階	2月9日(火)～12日(金) ※11日(祝)を除く	午前9時30分～午後3時30分

申告書は国税庁HPでパソコンやスマホで作成できます!

国税庁HPの「確定申告書作成コーナー」で、ご自宅のパソコンやスマートフォン・タブレット端末等から申告書を作成できます。作成した申告書はマイナンバーカードとICカードリーダーライターを利用する方法(マイナンバーカード方式)や税務署で発行するIDとパスワードを使用する方法(ID・パスワード方式)で、「e-Tax(電子申告)」することができるほか、プリンターで印刷(白黒でも可)して郵送で税務署に提出することができます(コンビニエンスストアのプリントサービスで印刷することも可)。

ID・パスワード方式を行うためには、事前にID・パスワード方式の届出完了通知の発行が必要となります。

ID・パスワード方式の届出完了通知については、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は運転免許証などの本人確認書類をお持ちのうえ、お近くの税務署にお越しください。

また、スマートフォンで見やすい専用画面をご利用できます。さらに、「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。マイナンバーカード対応のスマートフォンなどをお持ちでない方も、ID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信できます。

□申告および納付に関するご質問は税

□受付時間 午前8時30分～午後4時(提出は午後5時^{まで})

□入場整理券

混雑緩和のため、当日会場に配付します。
※国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」することで、事前に入手できます。詳細は国税庁HPをご覧ください。
※状況によっては、受付を早めに締め切ることがあります。

□感染症対策にご協力ください

- マスクの着用
- 可能な限り少人数での来署
- 入口での手指消毒および検温

問 東村山税務署

〒189-8555東村山市本町1-20-22・☎042-394-6811

※1月20日(水)から税務署の駐車場は使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。

務署へ

操作に関するお問い合わせは、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」☎0570-01-5901(e-コクゼイ)^{まで}

便利で安心、振替納税をご利用ください!

申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知などによる納税のお知らせは行っていません。納付には便利な振替納税をご利用ください。

□令和2年分確定申告書振替納付日

- 所得税および復興特別所得税...4月19日(月)
- 消費税および地方消費税(個人事業者)...4月23日(金)

電子納税をご利用になると、自宅やオフィスなどのインターネットを利用して納付できます。

医療費控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」の添付が必要です

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける際に「医療費控除の明細書」の添付が必要となります(領収書の提出は不要)。

明細書作成時には、①医療を受けた人、②病院・薬局ごとに医療費を合計して記載します(明細書を含め、医療費控除の申告は国税庁HPからできます)。また、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署の求めにより、提示または提出)。

今年も申告書にはマイナンバーの記載が必要です!

所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の申告書には税務署へ提出する都度、「マイナンバーの記載」と「本人確認書類(番号確認書類および身元確認書類)」の提示または写しの添付が必要となります。

税務署窓口で提出の際は、番号確認および身元確認に時間を要しますので、①・②について事前のご用意をお願いします。

①マイナンバーカード(個人番号カード)
※1枚で「番号確認」と「身元確認」ができます。

②「番号確認書類」+「身元確認書類」
※②は、①のマイナンバーカードがない場合の確認方法です。

- 番号確認書類とは、通知カード・マイナンバーの記載のある住民票の写し^{など}
- 身元確認書類とは、運転免許証・パスポート・身体障害者手帳、公的医療保険の被保険者証^{など}

※郵送にて申告書を提出する際は、①の写し(両面)または②の写しを添付

父母などから財産の贈与を受けた場合の注意点!

暦年課税の場合、父母などの直系尊属から財産の贈与を受けた人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限り)のその財産に係る贈与税の額は、一般税率ではなく「特例税率」を適用して計算します。

この適用を受けた場合で、贈与を受けた財産の価額の合計額から基礎控除額(110万円)を差し引いた後の金額(基礎控除後の課税価格)が300万円を超えるときは、贈与税の申告書とともに、財産の贈与を受けた人の戸籍の謄本または抄本その他の書類でその人の氏名・生年月日・その人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります(過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるためにその書類を提出している場合は不要)。